

士幌町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

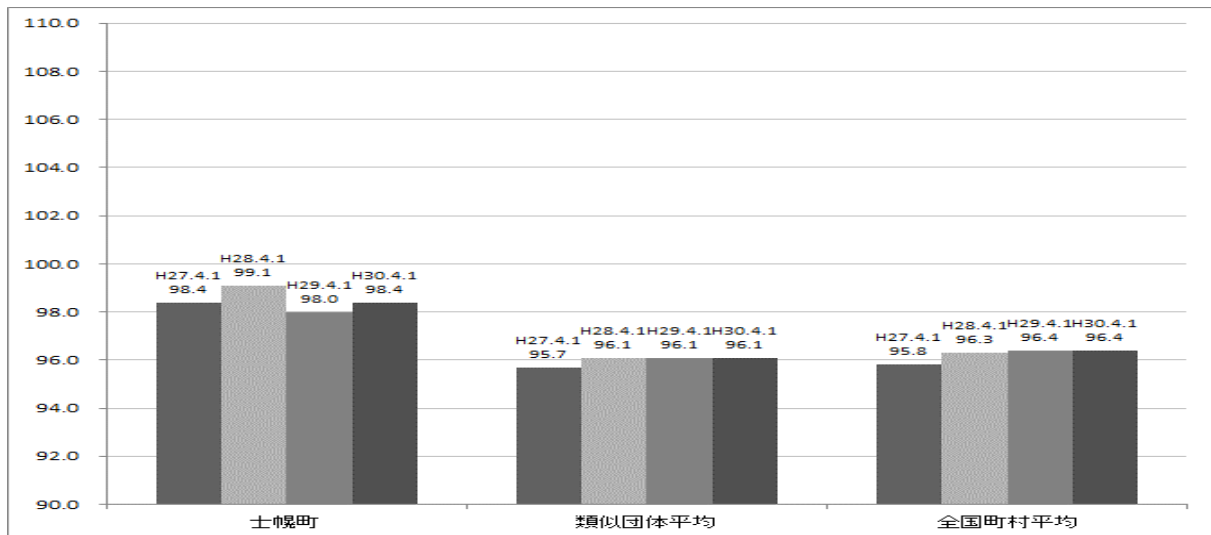
区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 6,214	千円 10,236,370	千円 148,156	千円 1,287,160	% 12.6	% 15.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 142	千円 549,604	千円 130,254	千円 218,355	千円 898,213	千円 6,325	千円 5,631

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成 31 年 4 月 1 日のラスパイレレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、
② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況 (※本町に人事委員会がないため該当なし)

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレレス比較した平均給与月額である。

②特別給 (期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定) 時期、経過措置の有無等具体的な内容 (未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げ。激変緩和のため、3 年間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）地域手当が出される地域に在勤する職員について国基準どおり、士幌町も引き上げ。
（実施時期）平成27年4月1日より実施。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
士幌町	42.1歳	317,723円	375,791円	345,671円
北海道	44.2歳	326,697円	392,780円	369,693円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	41.3歳	301,998円	347,512円	332,402円

②技能労務職 ※該当無し

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区分	士幌町	北海道	国	
一般行政職	大学卒	179,200円	179,200円	179,200円
	高校卒	147,100円	147,100円	147,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

区分	10年～15年未満	20年～25年未満	25年～30年未満	30年～35年未満	
一般行政職	大学卒	271,700円	364,200円	386,400円	403,900円
	高校卒	—	335,400円	359,300円	378,200円

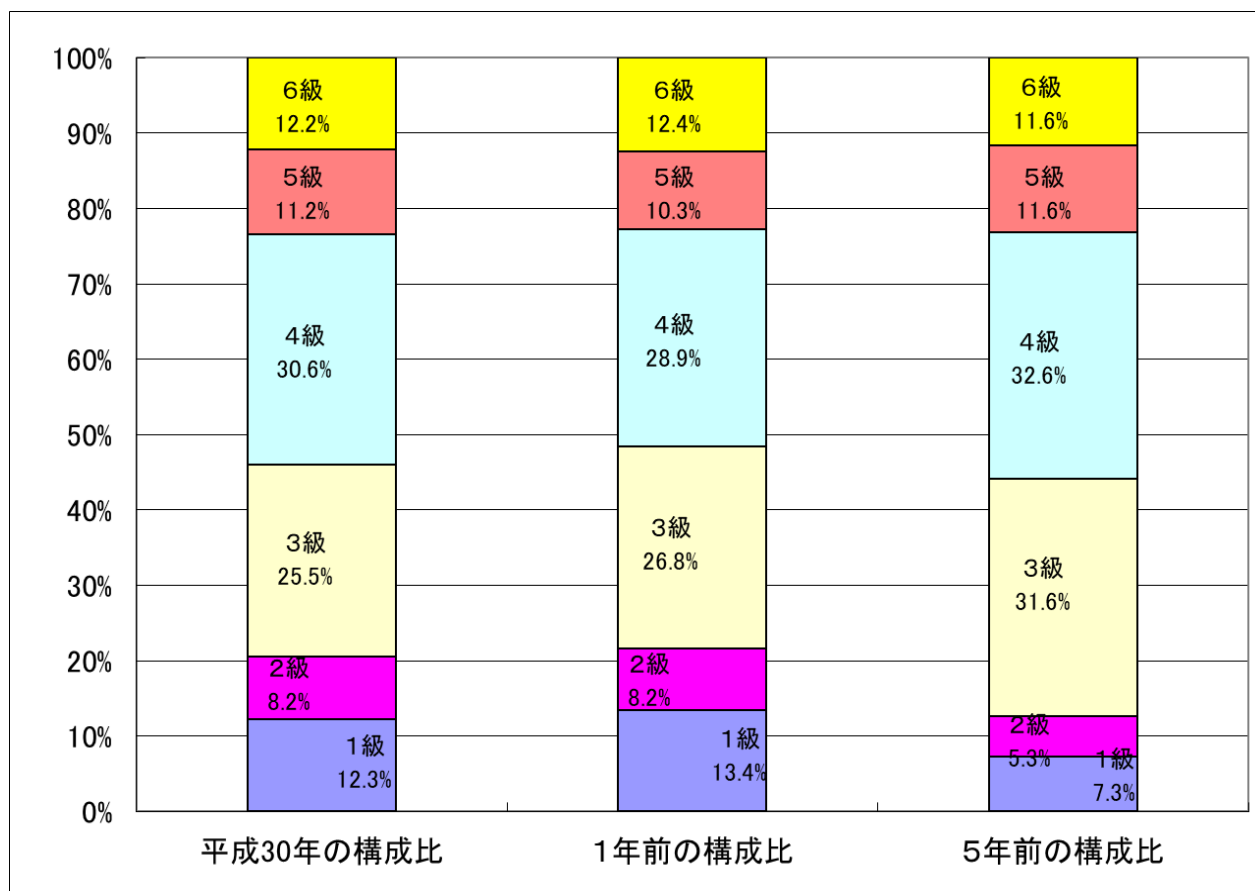
一般行政職経験年数10年～15年未満の高校卒は該当者がいないため空欄とした。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

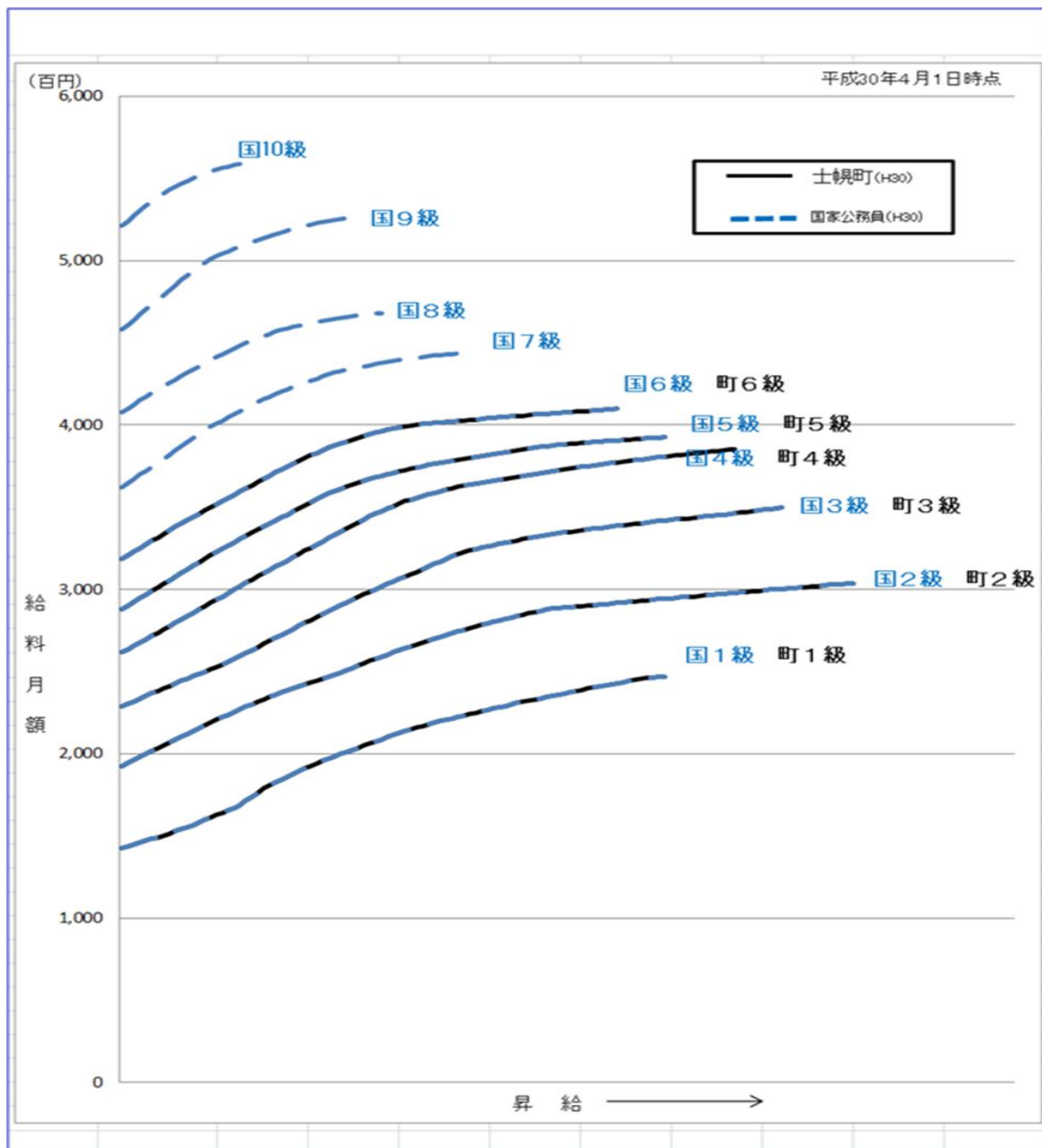
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	技師、主事	12人	12.2%	142,600円	247,100円
2級	技師、主事	8人	8.2%	192,700円	303,800円
3級	主任、担当主査	25人	25.5%	228,900円	349,600円
4級	係長、技術主任、主査、担当主査	30人	30.6%	262,000円	380,600円
5級	課長、技術長、事務局長、事務長、主幹	11人	11.2%	288,000円	392,600円
6級	会計管理者、課長、施設長、事務局長、事務長、所長	12人	12.2%	318,500円	409,800円

- (注) 1 士幌町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国と給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（土幌町）

平成30年4月2日から平成31年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

士 幌 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,548 千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,673 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

士 幌 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 2,628千円 19,240千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
（該当なし）	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			23,834 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			355,734 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）			26.7 %	
手当の種類（手当数）			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （29年度決算）	左記職員に対する 支給単価
レントゲン取扱手当	放射線技師	エックス線の放射作業に従事する者	168 千円	月額 7,000 円
伝染病防疫作業手当	保健衛生関係者等	伝染病患者等の救護、伝染病菌の付着した物の処理作業又は消毒に従事	0 千円	従事した1日当たり 290 円
医師研究研修手当	町国保病院に勤務する医師	研究及び研修のため医師研究研修	6,770 千円	月額 100,000 円
老人施設医務手当	町国保病院に勤務する医師	特別養護老人ホームの診療業務に従事	0 千円	月額 25,000 円
特殊業務手当	特養養護老人ホーム従事者	特別養護老人ホームの介護業務に従事	7,278 千円	月額 8,300 円
夜間看護業務手当	看護業務に従事する職員	深夜に従事したとき	7,473 千円	1回 6,800 円
夜間看護補助業務手当	看護補助業務に従事する職員	深夜に従事したとき	2,145 千円	1回 6,600 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	36,936 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	183 千円
支給実績（28年度決算）	43,159 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	208 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （29年度決算）	支給職員1人 当たり平均支給 年額 （29年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 父母等 6,500 円 15歳の誕生日後の最初の4月1日から22歳の誕生日後の最初の3月31日までの期間にある子供については（特定加算）、上記の金額に1人につき5,000円加算	同		千円 20,632	円 234,455
住居手当	家賃の額が3,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて26,000円を限度に支給 持ち家の場合15,000円（新築5年間17,500円）支給	異	（国の制度） 〔借家〕 11,000円～ 27,000円	千円 29,307	円 218,705
通勤手当	通勤距離が片道2Km以上の職員が対象 公共交通機関利用の場合、月額換算55,000円を限度 自家用車等を使用の場合通勤距離に応じて 3,000円～18,900円	異	支給区分、支給額とも国と異なる	千円 8,887	円 120,091
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、給料月額に100分の10以内	異	国は定額	千円 23,261	円 628,672

管理職特勤手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合 12,000 円を超えない範囲 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 6,000 円を超えない範囲	異	(国の制度) 俸給の特別調整額の区分に応じて支給 6,000~18,000 円 (6時間を超える場合は5割増) 平日深夜については3,000~6,000円	千円 210	円 11,666
産業教育手当	土幌高等学校に勤務する教員職員で、農業又は工業に関する課程において実習をともなう農業又は工業に関する科目について、当該科目を担当する教諭、助教諭その他の学校職員の職務を助ける場合教員は、給料月額に100分の10(定時制通信教育手当を受ける者は、100分の6)実習助手は、給料月額に100分の7			千円 4,827	円 301,662
特勤手当	交通その他生活の著しく不便な地域に所在する事務所及び事業所に勤務する職員で、通勤手当の支給がない者 2級地100分の8	同		千円 201764	円 741,569
寒冷地手当	世帯区分に応じて次のとおり(月額) 扶養親族のいる世帯主 26,380 円 扶養親族のない世帯主 14,580 円 その他の職員 10,340 円	同		千円 19,342	円 94,814
宿日直手当	1回につき 4,400 円 " (特養介護士) 7,000 円 " (病院医師) 20,000 円	同		千円 7,724	円 386,200

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	750,000 円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 820,000 円 / 500,000 円		
	副 町 長	620,000 円 (- 円)	678,000 円 / 471,000 円		
報 酬	議 長	310,000 円 (- 円)	400,000 円 / 222,000 円		
	副 議 長	245,000 円 (- 円)	314,000 円 / 178,000 円		
	議 員	195,000 円 (- 円)	290,000 円 / 148,000 円		
期 末 手 当	町 長	(29年度支給割合) 4.40 月分			
	副 町 長	(29年度支給割合) 4.40 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	退職日の給料月額×5.126×在職期間	15,378,000円	任期毎	
		退職日の給料月額×3.234×在職期間	8,020,320円	任期毎	
	備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	退職者不補充 事務の統廃合縮小 配置換えによる減
		総 務	25	24	-1	
		税 務	7	6	-1	
		農 林 水 産	22	21	-1	
		商 工	3	3	0	
		土 木	7	7	0	
		民 生	37	37	0	
		衛 生	8	10	2	
		計				<参考> 人口1万人当たり職員数 178.63 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 129.82 人)
		教育部門	112	111	-1	
		小 計	48	52	4	
			160	163	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 262.31 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 155.33 人)
公 営 会 企 計 業 部 等 門		病 院	53	52	-1	欠員不補充 退職不補充
		水 道	3	3	0	
		下 水 道	1	1	0	
		そ の 他	56	54	-2	
		小 計	113	110	-3	
		合 計	273	273	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 439.33 人
			[285]	[285]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(臨時職員(定数外)69人含む。)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	11人	26人	22人	32人	21人	25人	42人	33人	30人	25人	5人	273人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	104	105	103	100	112	111	7(6.7%)
教育	53	53	50	49	48	52	-1(-1.9%)
普通会計計	157	158	153	149	160	163	6(3.8%)
公営企業等会計計	133	129	126	124	113	110	-23(-17.3%)
総合計	290	287	279	273	273	273	-17(-5.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。